

恵庭市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月9日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第20号

恵庭市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例

恵庭市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例（平成25年条例第15号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第3条（略） （園路及び広場） 第4条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1）（略） （2） 通路は、次に掲げる基準に適合するもの	第1条～第3条（略） （園路及び広場） 第4条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1）（略） （2） 通路は、次に掲げる基準に適合するもの

現行	改正案
であること。 ア～カ (略) キ 視覚障がい者の円滑な進行を確保する上で必要な部分には、令第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 21 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせたもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。）を床面に敷設すること。 (3)～(7) (略) 第 5 条～第 8 条 (略) (便所) 第 9 条 令第 3 条第 7 号に規定する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(3) (略) 2 便所を設ける場合は、<u>そのうち</u> <u>1 以上は、前項に</u> 掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。 (1)・(2) (略) 3～5 (略) 第 10 条～第 12 条 (略)	であること。 ア～カ (略) キ 視覚障がい者の円滑な進行を確保する上で必要な部分には、令第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 22 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせたもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。）を床面に敷設すること。 (3)～(7) (略) 第 5 条～第 8 条 (略) (便所) 第 9 条 令第 3 条第 7 号に規定する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(3) (略) 2 便所を設ける場合は、<u>令第 14 条第 1 項に規定する便所を設ける階ごとに 1 以上は、前項に</u> 掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。 (1)・(2) (略) 3～5 (略) 第 10 条～第 12 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないため、この条例による改正後の恵庭市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の規定による基準をそのまま適用する

ことが適当でない認められるときは、当分の間、当該基準によらないことができる。